

2009年6月25日
UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

『UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)』

分配金 引き上げ(30円→60円)のご案内



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

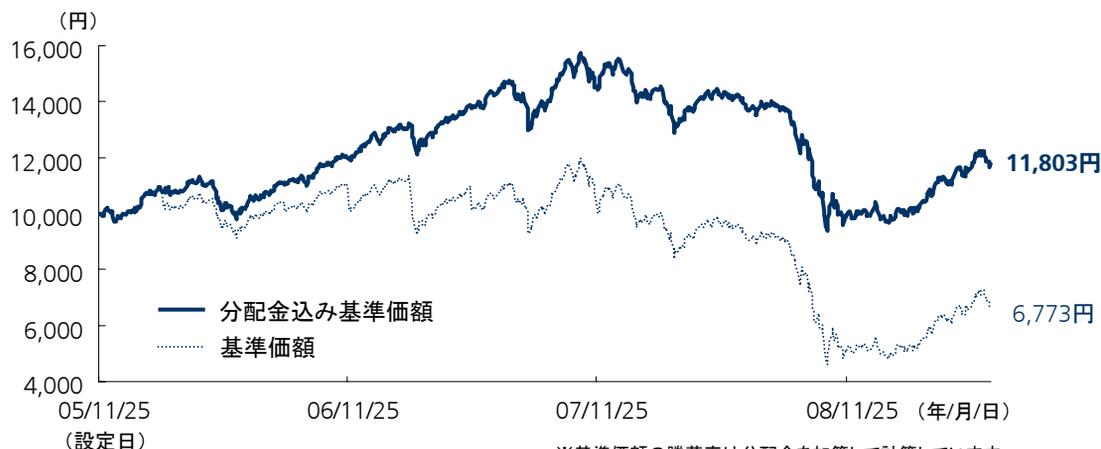
さて、この度『UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)』の1万口あたり分配金額(税込み)を、決算日6月25日より、30円から60円に引き上げることといたしましたので、ご案内申し上げます。

昨年の世界的な金融危機の影響により大幅に下落した新興国の株式と債券は、今年に入って、金融不安の低下や世界的な景気底打ち期待を背景に反転しています。当ファンドの基準価額も回復基調にあり、分配金込み基準価額は6月25日現在で11,803円と10,000円を大きく上回る水準まで上昇しています。

当ファンドは設定後、株式や債券の配当収益・利息収入の範囲内で、毎月の安定分配を考慮し、分配額を30円としておりましたが、現状の分配原資の積み上がり状況や、回復基調にある基準価額、安定した分配金お支払いの継続性等を勘案し、このたび毎月の分配金を60円に引き上げることといたしました。

今後も、投資方針に基づいて、主としてBRICsの株式と新興国の債券に投資を行ってまいります。引き続き、ご愛顧のほど、宜しくお願い申し上げます。

<設定来基準価額の推移(2009年6月25日現在)>



設定からの支払い分配金合計:5,030円

決算日	2006/2	2006/3	2006/4	2006/5	2006/6	2006/7	2006/8	2006/9	2006/10	2006/11	2006/12	2007/1
分配金額	550円	30円	30円	30円	30円	30円	250円	30円	30円	800円	30円	30円
決算日	2007/2	2007/3	2007/4	2007/5	2007/6	2007/7	2007/8	2007/9	2007/10	2007/11	2007/12	2008/1
分配金額	1,000円	30円	30円	700円	30円	30円	30円	30円	30円	650円	30円	30円
決算日	2008/2	2008/3	2008/4	2008/5	2008/6	2008/7	2008/8	2008/9	2008/10	2008/11	2008/12	2009/1
分配金額	30円	30円	30円	30円								
決算日	2009/2	2009/3	2009/4	2009/5	2009/6							
分配金額	30円	30円	30円	30円	60円							

■ はボーナス分配対象月

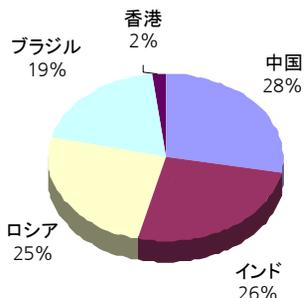
上記分配金は過去のものであり、将来の運用実績を保証するものではありません。

本資料はUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料です。本ファンドのご購入に際しては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断下さい。本資料に記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。本資料に記載された市場やポートフォリオの見直し等は本資料作成時点での弊社の見解であり、将来の市場の動向等を保証するものではありません。また、将来、予告無しに変更される場合もあります。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

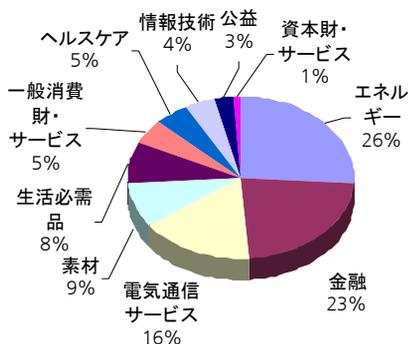
UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型) ポートフォリオの特徴 (2009年5月末現在)

<株式マザーファンド状況>

◆ 株式国別構成比



◆ 業種別構成比



◆ 株式組入れ上位10銘柄

(組入れ銘柄数 43銘柄)

順位	銘柄名	国名	業種	構成比
1	MOBILE TELESYSTEMS A	ロシア	電気通信サービス	6.2%
2	GAZPROM ADR REG S	ロシア	エネルギー	6.1%
3	RELIANCE IND P/N (ML)	インド	エネルギー	5.2%
4	SBERBANK-CLS	ロシア	金融	4.8%
5	SUN PHARMACEUTICALS	インド	ヘルスケア	4.6%
6	VALE SA-PREF A	ブラジル	素材	4.4%
7	PETROBRAS ADR	ブラジル	エネルギー	3.8%
8	HDFC BANK LTD-ADR	インド	金融	3.6%
9	LUKOIL OIL COMPANY S	ロシア	エネルギー	3.5%
10	BHARTI AIRTEL LIMITE	インド	電気通信サービス	3.2%

※構成比は株式マザーファンドの純資産を100として計算。

※国別構成比・業種別構成比は、株式評価額合計に占める割合。

<債券マザーファンド状況>

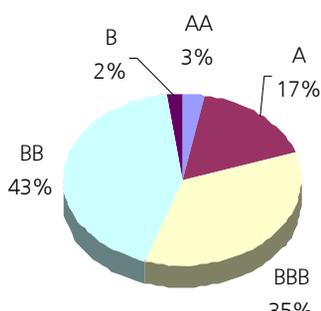
◆ 債券マザーファンドの特性

平均格付け	BBB
デュレーション	6.1年
平均残存年数	11.5年
最終利回り	9.6%
平均クーポン	7.3%

◆ 債券国別構成比

順位	国	構成比	順位	国	構成比
1	ロシア	19.3%	10	エルサルバドル	3.4%
2	トルコ	15.9%	11	ベトナム	2.9%
3	ブラジル	11.7%	12	アラブ首長国連邦	2.9%
4	インドネシア	7.8%	13	ハンガリー	2.7%
5	マレーシア	7.0%	14	フィリピン	2.3%
6	南アフリカ	4.8%	15	ポーランド	2.2%
7	セルビア	4.5%	16	韓国	2.1%
8	ベネズエラ	3.8%	17	ウクライナ	1.9%
9	メキシコ	3.6%	18	カザフスタン	1.2%

◆ 業種別構成比



◆ 債券組入れ上位10銘柄

(組入れ銘柄数 53銘柄)

順位	銘柄名	国名	種別	利率	償還日	格付け	構成比
1	RUSSIA 03	ロシア	国債	7.50%	2030/3/31	BBB+	8.7%
2	PERBA 1 07	マレーシア	政府機関債	1.00%	2012/7/31	A+	6.1%
3	BNTNB 6	ブラジル	国債	6.00%	2045/5/15	BBB	5.8%
4	TURKEY 7	トルコ	国債	7.00%	2016/9/26	BB-	4.4%
5	SERBIA3.75	セルビア	国債	3.75%	2024/1/1	BB-	3.9%
6	TURKGB 10	トルコ	国債	10.00%	2012/2/15	BB	3.1%
7	PLNIJ7.875	インドネシア	政府機関債	7.88%	2037/6/29	BB-	3.0%
8	GAZPR9.625	ロシア	政府機関債	9.63%	2013/3/1	BBB+	2.9%
9	SAGB 8 3/4	南アフリカ	国債	8.75%	2014/12/21	A+	2.8%
10	BRZCLN 10	ブラジル	社債*	10.00%	2012/1/4	BB+	2.5%

*上記の「社債」は、ソブリン・リンク債

※国別構成比・業種別構成比は、債券評価額合計に占める割合。

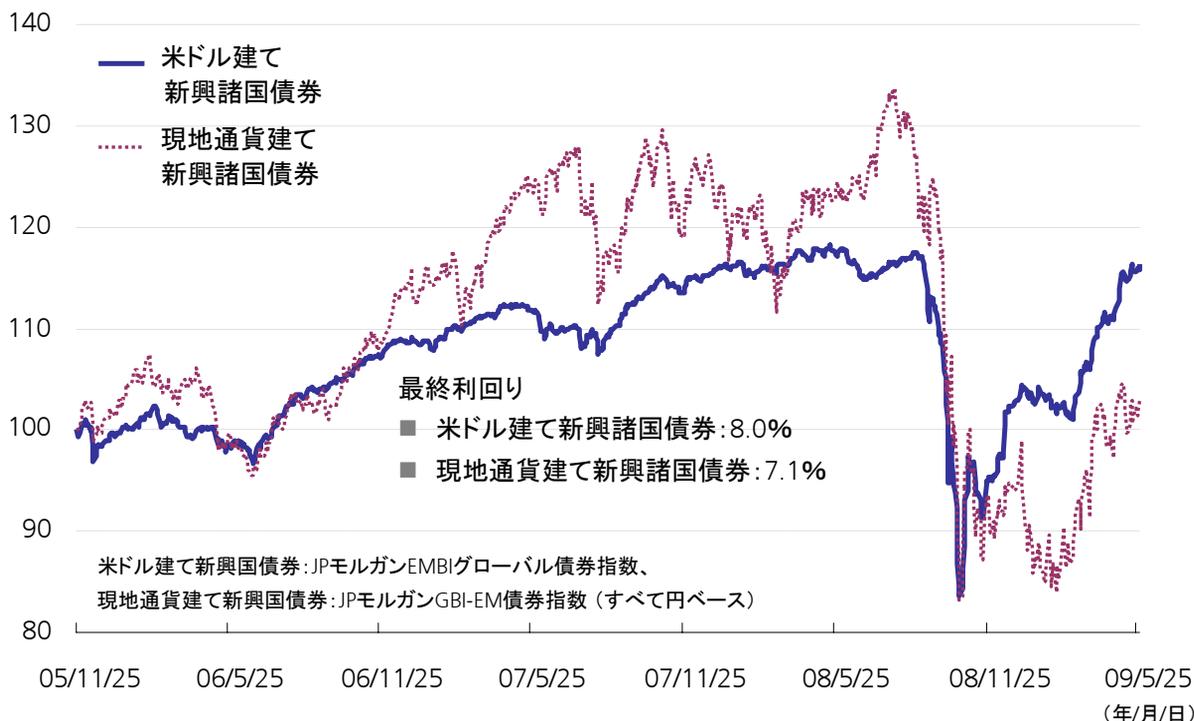
※格付けは、S&P社、ムーディーズ社、フィッチ社の格付けのうち、原則として高いものを採用。構成比は債券マザーファンドの純資産を100として計算。

戻り基調を強める「BRICs」株式や新興国債券

BRICs株式動向



新興諸国債券動向



2005年11月25日を100として指数化

2009年5月末現在 出所:ブルームバーグのデータを基に当社作成

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

本資料はUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料です。本ファンドのご購入に際しては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断下さい。本資料に記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。本資料に記載された市場やポートフォリオの見通し等は本資料作成時点での弊社の見解であり、将来の市場の動向等を保証するものではありません。また、将来、予告無しに変更される場合もあります。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

ファンドのリスク

【本資料のご利用にあたってのご注意事項】

本資料はUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下、弊社)が作成した資料です。本資料は本ファンドの情報提供を目的として作成されたものであり、有価証券の取得の勧誘を目的とするものではありません。本ファンドのご購入に際しては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断下さい。本資料に記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。本資料に記載された市場やポートフォリオの見通し等は本資料作成時点での弊社の見解であり、将来の市場の動向等を保証するものではありません。また、将来、予告無しに変更される場合もあります。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。投資信託は、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。金融商品取引業者以外の金融機関でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて世界の株式および債券に投資を行いますので、組入株式および債券の価格の下落や当該株式および債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

1. 株式投資の価格変動リスク

株価は、国内外の政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

2. 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行(デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われぬこと)が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合にはファンドの基準価額に影響を受け、大きく下落することがあります。

3. カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、新興諸国・地域には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

・先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。

・資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。

・先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

4. 為替変動リスク

外貨建て有価証券等を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

5. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市場動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

6. その他

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

投資信託に関する一般的なリスク

・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われぬことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)

・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

ファンドの主な費用について

当ファンドのご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■直接ご負担いただく費用

●お買付時の申込手数料

お買付金額に応じて下記の手数料率を乗じて得た金額とします。
(お買付金額: 申込受付日の翌営業日の基準価額÷10,000口申込口数)

お買付金額	手数料率
1,000万円未満	3.15%(税抜3.00%)
1,000万円以上5億円未満	2.10%(税抜2.00%)
5億円以上10億円未満	1.05%(税抜1.00%)
10億円以上	0.525%(税抜0.5%)

※償還乗換え等の場合には、償還金等の額の範囲内で取得する口数について右記手数料を無料とさせていただきます。

- 換金(解約)手数料 ありません。
- 信託財産留保額 ありません。

■保有期間中に間接的にご負担いただく費用

●信託報酬

信託財産の純資産総額に対して年率1.848%(税抜1.760%)

●その他の費用

監査報酬、受益権管理事務費用、法定書類関係費用(作成・印刷・交付)等に関する費用を年率0.1%を上限(信託財産の規模等を考慮し、かかる上限を随時見直し変更することがあります。)に、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。また、有価証券の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用等がかかりますが、これらの費用は取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

受益者に直接および間接的にご負担いただく費用の合計額は保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

お申込メモ

- 信託設定日 平成17年11月25日
- お買付単位 10万円以上1円単位※または10万口以上1口単位
※申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、10万円以上1円単位でお買付いただけます。
- お買付・ご換金価額 お申込日の翌営業日の基準価額
- お買付・ご換金 お買付・ご換金のお申込みの受付は午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までとさせていただきます。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所もしくはシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行もしくはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、お買付・ご換金のお申込みの受付は行いません。
- 信託期間 無期限(ただし、信託期間を繰り上げて償還することがあります。)
- 収益分配方法 毎決算日(毎月25日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日)に、債券の利息収入・株式の配当収益等から分配を行います。
上記に加え、四半期毎(2月、5月、8月、11月の決算時)に債券・株式の値上がり益等から上乘せの分配を行うことを目指します。(分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。)
「一般コース」と「分配金再投資コース」があります。
◎一般コースをご利用の場合
収益分配金は税金を差引いた後、原則として決算日から5営業日目までにお支払いを開始します。
◎分配金再投資コースをご利用の場合
収益分配金は税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の個別元本超過額に対しては税金が課せられます。
- 課税関係

※ お申し込みの際は必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは】

大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会 日本証券業協会
社団法人日本証券投資顧問業協会、
社団法人金融先物取引業協会